

## 宮崎市の公民連携のご提案にあたっての留意事項

ご提案にあたっては、以下の事項につきご了承頂いたものとみなしますので、ご提案者の責任のもと、必ずご確認ください。

1. 提案は、提案者から本市への契約の申し込みとして扱うものではなく、かつ、対話の開始が提案についての契約の合意となるものでなく、本市が提案への対応やその実現に対して法的義務を負いません。
2. 提案の成立・不成立に関わらず、本市は、相談・提案、対話、調整にかかる一切の費用（企画や打ち合わせ等に要する人件費、交通費、資料作成費等一切の費用、生じた損害等）の補てんや賠償はしません。
3. 対話の結果または法令及びや本市の契約上のルール等により、改めて提案に関して公募等の手続きが必要になる場合、その際に、本市が提案者から得た情報の全部または一部を利用し、公募等のための仕様を作成することを可能とします。ただし、提案者独自の権利やノウハウ等、公表によって提案者に不都合が生じる情報について、提案者から利用を希望しない旨を本市に明示されたものは、その利用について協議・調整します。
4. 提案後の対話および提案の実現後の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報取り扱いがある場合、関係法令および社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱います。
5. 提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルは、本市に故意または重大な過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負いません。
6. 提案は、提案者の了解に基づき、宮崎市のホームページに、以下の①・②を公表をする場合があります。
  - ①提案時：提案のタイトルの公表
  - ②提案の実現後：提案者、具体的な内容等
7. 提案は、提案者の了解に基づき、実現に向けて調整するに当たり、必要な範囲で、本市の各部局、調整に必要な関係機関に対し、情報を公開・提供します。